

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から本県に移住したテレワーカー、個人事業主及び小規模企業者の代表者に対し、予算の範囲内において移住応援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) テレワーカー 自宅又は自宅に準じる場所、若しくは所属する事業所以外で企業等が指定する施設等において、情報通信機器を利用した業務（以下「テレワーク勤務」という。）を命じられた者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。
- (4) 雇用 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していることをいう。

(交付金額)

第3条 移住応援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。

(対象者要件)

第4条 次の各号の要件を全て満たす者を対象とする。ただし公務員を除く。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 令和2年6月19日以降に、東京圏から新潟県内（以下「県内」という。）に転入し、住民登録した者であること。

イ 県内に転入した日（以下「転入日」という。）から1年以上継続して県内に居住する意思を有していること。

ウ 新潟県移住・就業支援事業に基づく移住支援金又は新潟県起業支援事業に基づく起業支援金の交付を受けたことがなく、かつ受ける予定がない者。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永

住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

カ その他知事が移住応援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 事業等に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 企業等に雇用され、新潟県外（以下「県外」という。）に所在する事業所に所属し、転入日から1年以上継続して県内でのテレワーク勤務を命じられているテレワーカーであること。（県内の事業所への転勤、出向等の人事異動や、出張、研修等による一時的な勤務場所の変更を除く。）

イ 転入日の直前に1年以上継続して県外で事業を実施しており、転入日以降も事業を継続し、申請日において事業所を県内に移転している小規模企業者の代表者（法人の代表者又は個人事業主）であること。

(3) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転入日の直前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年6月19日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第5条 移住応援金の交付を受けようとする者は、令和3年3月15日までに、別記第1号様式を知事に提出しなければならない。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 本人確認書類（コピー）

(2) 住民票の写し（世帯で申請する場合は世帯全員分）

(3) 申請者本人の振込先が確認できる預金通帳等のコピー

(4) テレワーカーの場合、勤務証明書（別記第3号様式）

(5) 法人の代表者の場合、履歴事項全部証明書及び転入前の直近の確定申告書の写し

(6) 個人事業主の場合、県外での事業実施期間が分かるもの、転入前の直近の確定申告書の写し及び県内での開業届出済証明書の写し

(7) その他知事が求める書類

（交付決定の通知）

第6条 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住応援金を交付することが適当と認めるときは、別記第2号様式により速やかに当該申請者に通知する。

2 審査の結果移住応援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等

により移住応援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付申請内容の変更)

第7条 第5条第1項の規定による申請書を提出した日から1年未満に、申請書の内容に変更が生じた場合は、別記第4号様式により、速やかに知事に届け出ること。

(現況報告等)

第8条 知事は、新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、交付決定者に対し、現況報告等を実施する。

(返還請求)

第9条 知事は、移住応援金の交付を受けた者が転入日から1年未満に県外に転出した場合又は虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、移住応援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業側の事情によるテレワーカー勤務命令の終了、事業の倒産、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住応援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

新潟県知事 様

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付申請書

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
生年月日	年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
転入年月日	年 月 日

2 単身・世帯の別（該当する項目にチェック（✓）をしてください）

<input type="checkbox"/> 単身
<input type="checkbox"/> 世帯 同時に移住した家族の人数（ 人）（申請者本人は含まない）

3 就業形態（該当する項目にチェック（✓）をし、各項目を記入してください）

テレワーカー

会社等の名称	
本社等所在地	
自身が所属する事業 所の所在地(※1)	部署名： 住所：
新潟県内の勤務場所 (※2)	名称： 住所：

※1 所属部署等が所在する事業所（新潟県外）を記載してください。

※2 テレワーク勤務をする場所を記載してください。（複数ある場合は主なもの）

小規模企業の代表者

会社等の名称・屋号	
所在地	
業種	
常時使用する従業員の数	人

4 各種確認事項（該当する欄にチェック（）をしてください）（※）

虚偽の申請等不正な方法で移住応援金の交付を受けたことが判明した場合は、移住応援金を返還することについて	<input type="checkbox"/> A. 誓約する <input type="checkbox"/> B. 誓約しない
（2人以上の世帯の場合は世帯員全てが）「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと」について	<input type="checkbox"/> A. 該当する <input type="checkbox"/> B. 該当しない
転入日から1年以上継続して新潟県に居住する意思について	<input type="checkbox"/> A. 誓約する <input type="checkbox"/> B. 誓約しない
新潟県移住・就業支援事業に基づく移住支援金又は新潟県起業支援事業に基づく起業支援金の交付を受けたことがなく、かつ受ける予定がないことについて	<input type="checkbox"/> A. 誓約する <input type="checkbox"/> B. 誓約しない

※Bにチェックを付けた場合は、移住応援金の交付対象となりません。

署名または記名・押印

5 振込先口座（申請者本人名義の口座を記入してください）

口座名義	(カタカナ)
	(漢字)
金融機関	銀行 本店 支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄
口座番号	

（添付書類）

- 本人確認書類（コピー）
- 住民票の写し（世帯で申請する場合は世帯全員分）
- 振込先が確認できる預金通帳等（コピー）
- 外国人の場合は在留カードまたは特別永住者証明書（コピー）

【テレワーカーの場合に必要な書類】

- 勤務先が作成する勤務証明書（別記第3号様式）

【小規模企業の代表者の場合に必要な書類】

- 事業所を県内に移転する前の直近の確定申告書の写し

（法人のみ）

- 事業所を県内に移転した後の履歴事項全部証明書

（個人事業主のみ）

- 県外で事業を行っていた期間が確認できるもの（開業時の開業届出済証明書等）
- 県内で事業を行っていることが確認できるもの（移転後の開業届出済証明書等）

※上記の他に追加で書類の提出を求めることがあります。

第 号
年 月 日

様

新潟県知事

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付決定通知書兼
額の確定通知書

年 月 日付けで申請のこのことについて、新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、移住応援金の額を確定したので通知します。

記

交付額 金 円

（備考）

- 1 県は、要綱第8条の規定に基づき、現況報告等を実施します。現況報告等に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考2に定める返還請求を行う場合があります。
- 2 県は、要綱第9条の規定に基づき、転入日から1年未満に県外に転出した場合又は虚偽の内容で申請を行ったことが判明した場合は、移住応援金の全額の返還を請求します。（やむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合を除く。）

勤 務 証 明 書

氏 名	ふりがな
生年月日	年 月 日
所属部署	部署名： 事業所の住所：
就業開始日	年 月 日
テレワーク 勤務を命じる 期間	年 月 日から 年 月 日まで
テレワーク 勤務の場所	名称： 住所：

※該当する項目にチェックをしてください。

- 1 週 20 時間以上の無期雇用契約を締結している。
- 2 新潟県内の自宅又は自宅に準じる場所、若しくは所属する事業場以外で当社（団体）が指定する施設等において、情報通信機器を利用した業務（テレワーク勤務）を命じている。（転勤、出向、出張、研修等による勤務場所の変更を除く。）

上記の者は当社（団体）の社員（職員）であり、記載内容が事実であることを証明します。

年 月 日

事業所 所在地 〒 —

名 称

代 表 者

印

電話番号

記入担当者 所属部署

役職・氏名

別記第4号様式（第7条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

氏 名

新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付申請内容変更届

年 月 日付けの交付申請書の記載内容について、下記のとおり変更が生じたので、新潟県テレワーカー・フリーランス移住応援金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 変更項目 ※該当する項目にチェック（✓）をしてください。

- | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住 所 | <input type="checkbox"/> 氏 名 | <input type="checkbox"/> 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> 就業先等 | <input type="checkbox"/> 事業内容 | <input type="checkbox"/> そ の 他 |

2 変更年月日
年 月 日

3 変更内容
(変更前)

(変更後)

4 変更理由

※ 変更項目が複数ある場合は、それぞれの項目について変更内容と変更理由が分かるように記載してください。

※ 住所が変更になった場合は、住民票の写しを添付してください。また、県外に転出した場合は、その理由が分かる書類を添付してください。